

## 当事業を活用してPCR検査等を実施する場合の注意点について

- 本事業はPCR検査等のほか、感染症対策のかかり増し経費に幅広く活用が可能です。無症状者への検査（自主検査）を実施するかしないか、実施する場合の対象者や方法は、各施設で検討します。保健所では自主検査に関する問い合わせに対応できませんのでご注意ください。
- 検査の特徴や精度を理解の上、医師や検査機関の指示・説明をよく踏まえて実施してください。
- あらかじめ陽性者が発生した場合に備え、施設における連絡体制や役割分担、人員体制の確保策、入所者の隔離・介護・搬送方法など必要と思われる事項を検討した上で、当事業をご活用ください。

### 検査対象者の設定

- 施設において、無症状者への検査を実施する場合には、施設における検査の実施体制や陽性者が発生した場合の対応方針等も踏まえて、対象者を設定してください。  
（対象者の例）・新規入所者や病院からの退院者等に実施  
・職員に対し、必要に応じて実施 など

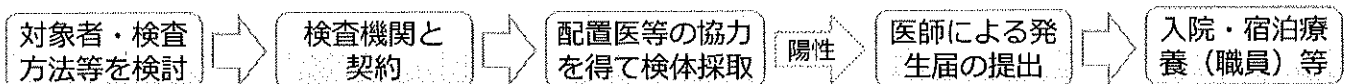
#### 注意

- ・症状がある方は、医療機関を受診してください。
- ・行政検査の対象となる方は、補助対象外となります。

### 検査方法の選定

- 無症状者への検査方法は、PCR検査か抗原定量検査になります。PCR検査は抗原定量検査より少ない量のウイルスを検出できますが、抗原定量検査は判定に要する時間が短いという特徴があります。
- 採取する検体は、無症状者の場合、鼻咽頭ぬぐい液か唾液になります。職員についてはどちらも選択肢となりますが、入所者（障害児者）については、年齢や障害の状況等によりどの方法が適当か、配置医師や協力医療機関の医師等とも相談するなどにより検討してください。
- 各施設において医療機関や検査機関と契約し、検体採取と検査を実施します。東京都と協定を締結し、申込から結果通知まで施設での検査に協力頂ける検査機関を別途ご案内しますので、必要に応じてご利用ください（都の協力検査機関以外で検査を実施した場合でも補助の対象となります。）。
- 検査に際しては、できる限り配置医師や協力医療機関の医師等の協力を得て、施設内の感染防止対策や検体の適切な管理体制を構築した上で実施してください。

### 検査機関を活用した検査の流れ（イメージ）



#### 注意

- ・検査の実施に当たっては、実施時期が同一地域内で重なり、陽性者が出た場合に管轄保健所へ過度な負担がかからないよう、他の障害者施設等や医療機関・検査機関とスケジュール調整をお願いします。

### 陽性結果が出た場合の注意

- ・検査機関の検査で、医師の関与なく実施した場合、検査結果が確定診断となりません。検査結果が陽性であった場合には、医療機関（かかりつけ医や協力医療機関など）の受診が必要です。
- ・検査は、一定の割合で偽陰性・偽陽性が出現します。陰性となった場合でも標準的な感染対策は引き続き行う必要があります。